

緊急安全措置協力事業者の登録制度

1 緊急安全措置協力事業者の登録制度の概要

吹田市空家等の適切な管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、空家等又は法定外空家等において、ごく稀に発生する緊急安全措置が必要な場合に、その措置を実行していただける事業者の方を事前に登録する制度です。

- ・ 緊急安全措置が必要となる物件は、年に1～2件程度を想定しています。
- ・ 必要最小限の措置となり、金額は低額になると想定しています。

2 緊急安全措置とは

所有者等が空家等又は法定外空家等を適切に管理していないことにより、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを緊急的に避けるために、条例第8条第1項の規定に基づき、本市が必要な最小限度の措置を行うものです。

- ・ 緊急：指導、勧告、命令など、空家法や条例に規定された手続を行ういとまがない状況
 - ※ 改正空家法における緊急代執行では、「手続するいとまがない状況」
 - ※ 救命救急：生命に係わる状況 → 消防、警察へ連絡
- ・ 安全措置：第三者への被害を回避するために講ずるべき必要最小限度の措置

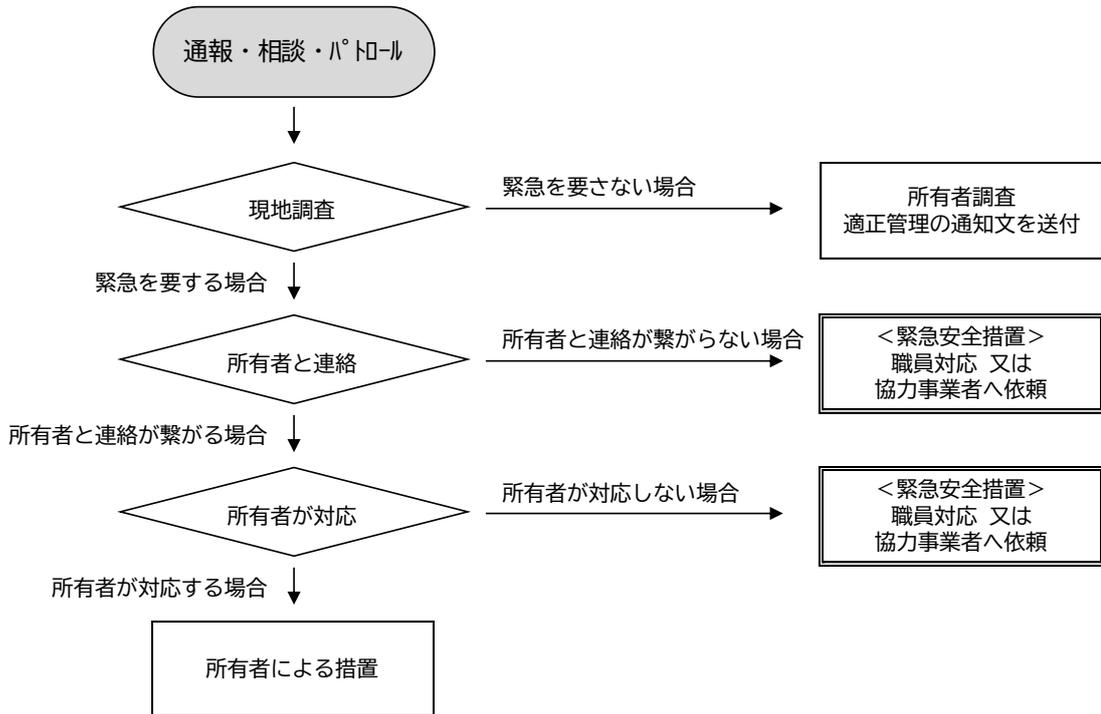
吹田市空家等の適切な管理に関する条例（抜粋）

（緊急安全措置）

第8条 市長は、所有者等が適切な管理を怠っていることにより、空家等又は法定外空家等に損傷その他の事象が発生し、人の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該被害を回避するために必要な限度において、必要な措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

- 2 緊急安全措置を講ずる場合においては、空家等又は法定外空家等の所有者等の同意を得ることを要しない。
- 3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、空家等又は法定外空家等の所有者等に対し、緊急安全措置の実施に要した費用を請求することができる。

3 手順



4 緊急安全措置協力事業者の登録要件

次の要件を全て満たす場合に登録申請を行うことができます。

- (1) 本市の工事に係る入札参加有資格者名簿に登録されていること。
※対応可能業務が建築・造園
- (2) 市内事業者（市内に本店がある）であること。
- (3) 緊急安全措置の実施依頼を受けた場合、概ね1時間以内に現場到着できること。
- (4) 自発的かつ迅速確実に緊急安全措置に協力すること

5 緊急安全措置の実施について（緊急安全措置協力事業者の役割）

本市が依頼 「緊急安全措置実施依頼書」＋「仕様書」

→ 緊急安全措置協力事業者が緊急安全措置を速やかに実施

6 経費の負担

緊急安全措置に要した費用（以下「経費」という。）は、本市が支払います。また、経費の算出方法については、緊急安全措置実施時における当該地域の適正価格（緊急安全措置協力事業者二者の見積）を基準とします。

※条例第8条第3項の規定により緊急安全措置の費用負担はその所有者等に求めます